令和５年度

八代市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

八代市監査委員

八市監第２３１号
令和６年１０月７日

八代市長　　中 村 博 生　　様

八代市監査委員　江 﨑 眞 通
同　　上 原　　治
同　　北 園 武 広

令和５年度八代市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和５年度八代市財政健全化比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目　　　次

八代市財政健全化及び経営健全化審査意見

１　審査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　審査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　審査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４　審査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
５　健全化判断比率の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）連結実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
６　資金不足比率の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）資金不足比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（２）資金不足比率算定の基礎　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
７　審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

標記に関する注意事項

注１　表中に用いる金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として、千円未満を四捨五入して表示した。

注２　文中及び表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第３位又は第２位を切り捨てて表示した。

注３　表中に用いる「0」は該当数値があるが単位未満のもの、また、「―」は該当数値がないものを示す。

1　審査の対象

令和５年度決算（一般会計・特別会計）に基づく、健全化判断比率４指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2　審査の期間

令和６年８月３０日から１０月４日まで

3　審査の方法

財政健全化及び経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が適正に作成されているかどうかを主眼に、決算諸表その他帳簿及び証拠書類との照合等を行う方法により審査を実施した。

4　審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

5　健全化判断比率の状況

令和５年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第５号に規定する早期健全化基準及び同条第６号に規定する財政再生基準は、次のとおりである。

（単位：％）

区　分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	11.64	20.00
連結実質赤字比率	－	－	16.64	30.00
実質公債費比率	9.6	9.3	25.0	35.0
将来負担比率	83.3	90.1	350.0	

※　「－」は、赤字でないことを表す。

※　地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めなければならない。（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第４条、第５条）

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定めなければならない。（同法第８条、第９条）

なお、「早期健全化基準」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第７条に、「財政再生基準」は、同令第８条に規定する数値である。

（1）実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率であり、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

本市においては、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計が対象である。

実質赤字比率の早期健全化基準は 11.64％であるが、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計の実質収支額は、いずれも黒字又は０であり、実質赤字比率はない。

実質赤字比率　＝　一般会計等の実質赤字額※1　／　標準財政規模

※１　一般会計及び特別会計のうち一般会計に相当する会計における実質赤字額

実質赤字の額※2　＝　繰上充用額　＋（　支払繰延額　＋　事業繰越額　）

※２　実質赤字額は、歳入が歳出に不足したために、①翌年度の歳入を繰り上げることで赤字を実質上翌年度に繰越した場合（繰上充用）、②本来支払うべき債務を繰り延べた場合（支払繰延）、③本来行うべき事業を繰り越した場合（事業繰越）に発生するものである。

実 質 赤 字 比 率

（単位：千円、％）

会計名			実質収支額		
			令和5年度	令和4年度	増減額
一般会計等	一般会計		1,961,878	1,532,366	429,512
	一般会計等に属する特別会計	ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
		診療所特別会計	0	0	0
		小計	0	0	0
実質赤字額			△ 1,961,878	△ 1,532,366	△ 429,512
標準財政規模			34,184,174	33,838,437	345,737
実質赤字比率（％）			－	－	
算定式に基づく実質黒字・赤字比率（％）			△ 5.73	△ 4.52	△ 1.21

実質赤字額が黒字である場合、「△」で表示。
括弧書きの比率及びポイントは参考値であり、黒字の場合、比率は「△」で表示。

（2）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率であり、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は 16.64％であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額、資金不足・剰余額は黒字又は０となっており、実質赤字又は資金の不足額が生じていないため連結実質赤字比率はない。

連結実質赤字比率 ＝ 連結実質赤字額※3 ／ 標準財政規模

※３： イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余金の合計額

（単位：千円、％）

会　　計　　名	実質収支額、資金不足・剰余額		
	令和5年度	令和4年度	増減額
一般会計	1,961,878	1,532,366	429,512
ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
診療所特別会計	0	0	0
国民健康保険特別会計	691,982	722,376	△ 30,394
後期高齢者医療特別会計	43,896	41,619	2,277
介護保険特別会計	2,021,025	1,769,894	251,131
農業集落排水処理施設事業特別会計	10,020	3,740	6,280
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	2,052	0	2,052
水道事業会計	660,839	718,146	△ 57,307
簡易水道事業会計	0	0	0
下水道事業会計	475,725	474,498	1,227
合　　計	5,867,417	5,262,639	604,778
標準財政規模	34,184,174	33,838,437	345,737
連結実質赤字比率 （％）	－	―	
算定式に基づく連結実質黒字･赤字比率(％)	△17.14	△15.55	

法適用の水道事業会計・簡易水道事業会計・下水道事業会計の額の算出方法
（流動資産－翌年度繰越額＋貸倒引当金）－（流動負債－企業債－引当金等）により算出

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の元利償還金及びこれに準ずる額（公営企業や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の大きさを指標化したもので、元利償還金等の標準財政規模に対する割合で表し、過去３か年の単年度の実質公債費比率を平均して算出する。

平成１８年度から地方債の発行について、許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明性の観点から見直し、新たに導入されたものである。

３か年平均の実質公債費比率が 18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。

「早期健全化基準」である 25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務付けられる。また、「財政再生基準」である 35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務付けられ、その「財政再生計画」を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限される。

本年度の実質公債費比率は 9.6%で、前年度（9.3%）に比べ 0.3 ポイント増加したものの、地方債の「許可団体」となる 18%や、「早期健全化基準」となる 25%、「財政再生基準」となる 35%を下回っている。

単年度の実質公債費比率をみると、令和４年度から上昇傾向に転じており本年度は 10.3%で、前年度（9.8%）に比べ 0.5 ポイント上昇している。

これは、実質公債費比率の算式の分子が 2,963,549 千円で、前年度（2,799,785 千円）より 163,764 千円（5.8%）増加し、分母が 28,764,349 千円で、前年度（28,608,264 千円）より 156,085 千円（0.5%）の増加となったためである。分子については、主に公債費充当一般財源が前年度（6,501,625 千円）より 374,587 千円（5.8%）増加しており、分母については、主に標準財政規模において、それを構成する標準税収入額等が 528,447 千円（2.8%）増加したものの、臨時財政対策債発行可能額が 274,915 千円（53.5%）減少したことなどから、前年度（33,838,437 千円）に比べ 345,737 千円（1.0%）の増加に止まっている。

なお、県内１４市の令和５年度の実質公債費比率の平均は 9.1%であり、令和４年度の類似団体の実質公債費比率の平均は 8.2%となっている。

実 質 公 債 費 比 率

（単位：千円、％）

項　　目		令和5年度	令和4年度	令和3年度
公債費充当一般財源	（ア）	6,876,212	6,501,625	6,240,446
準元利償還金 満期一括償還地方債の元金償還金	（イ）	0	0	0
準元利償還金 公営企業債償還金の財源とする繰出金	（ウ）	1,330,023	1,260,515	1,298,251
準元利償還金 上水道会計		61	3,823	5,804
準元利償還金 病院事業会計		0	0	0
準元利償還金 簡易水道事業		87,682	73,603	65,383
準元利償還金 下水道事業会計（農集、浄化槽含む）		1,242,280	1,183,089	1,227,064
準元利償還金 介護保険事業会計		0	0	0
準元利償還金 一部事務組合の地方債元利償還金の財源とする負担金	（エ）	81,003	170,721	90,439
準元利償還金 広域行政事務組合		80,780	170,168	89,679
準元利償還金 生活環境事務組合		0	97	32
準元利償還金 氷川中学校一部事務組合		223	456	728
準元利償還金 その他一部事務組合		0	0	0
準元利償還金 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	（オ）	96,133	97,097	108,147
準元利償還金 土地改良融資償還金		96,133	97,097	108,140
準元利償還金 利子補給に係るもの		0	0	7
準元利償還金 一時借入金利子	（カ）	3	0	28
準元利償還金 小　　計		1,507,162	1,528,333	1,496,865
標準財政規模	（キ）	34,184,174	33,838,437	34,312,805
基準財政需要額に算入される公債費	（ク）	5,419,825	5,230,173	5,110,390
単年度実質公債費比率		10.30285	9.78663	8.99556
実質公債費比率		9.6		

※単年度実質公債費比率は小数点以下第6位四捨五入となる。

$$\text{（単年度）実質公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源} + \text{準元利償還金} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}}$$

$$= \frac{\text{（ア）} + (\text{（イ）}+\text{（ウ）}+\text{（エ）}+\text{（オ）}+\text{（カ）}) - \text{（ク）}}{\text{（キ）} - \text{（ク）}}$$

（4）将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で表す。

将来負担比率の早期健全化基準である 350%以上の団体は「財政健全化計画」の策定を義務づけられる。

本年度の将来負担比率は 83.3%で、前年度（90.1%）に比べ 6.8 ポイント減少しており、「早期健全化基準」である 350%を下回っている。

これは、将来負担比率の算式の分子は 23,978,434 千円で、前年度（25,790,502 千円）より 1,812,068 千円（7.0%）減少し、分母は 28,764,349 千円で、前年度（28,608,264 千円）より 156,085 千円（0.5%）の増加となったためである。分子については、将来負担額のうち一般会計等地方債現在高が臨時財政対策債に係る元利償還金を 2,125,865 千円償還したこと等により、1,937,309 千円（2.3%）減少したほか、公営企業債等繰入見込額が 94,946 千円（0.6%）、充当可能財源のうち地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が 31,174 千円（0.0%）減少している。分母については、主に標準財政規模において、それを構成する標準税収入額等が 528,447 千円（2.8%）増加したことなどから、前年度（33,838,437 千円）に比べ 345,737 千円（1.0%）増加している。

なお、県内１４市の、令和４年度の将来負担比率の平均は 26.0%となっている。

将 来 負 担 比 率

（単位：千円、％）

項　　目	金　　額			前年度増減比
	令和5年度	令和4年度	増減額	
将来負担額 (A)	107,788,700	109,446,142	△ 1,657,442	△ 1.5
本年度末一般会計等地方債現在高	82,119,119	84,056,428	△ 1,937,309	△ 2.3
債務負担行為に基づく支出予定額	1,006,070	1,037,715	△ 31,645	△ 3.0
公営企業債等繰入見込額	14,890,217	14,985,163	△ 94,946	△ 0.6
一部事務組合負担金等見込額	693,411	697,054	△ 3,643	△ 0.5
退職手当負担見込額	9,079,883	8,669,782	410,101	4.7
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0	－
地方道路公社	0	0	0	－
土地開発公社	0	0	0	－
第三セクター等	0	0	0	－
連結実質赤字額	0	0	0	－
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	－
充当可能財源 (B)	83,810,266	83,655,640	154,626	0.2
充当可能基金	12,077,209	12,096,424	△ 19,215	△ 0.2
充当可能特定収入	743,210	538,195	205,015	38.1
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	70,989,847	71,021,021	△ 31,174	△ 0.0
標準財政規模 (C)	34,184,174	33,838,437	345,737	1.0
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	5,419,825	5,230,173	189,652	3.6
(A)－(B)　＝(E)	23,978,434	25,790,502	△ 1,812,068	△ 7.0
(C)－(D)　＝(F)	28,764,349	28,608,264	156,085	0.5
将来負担比率　(E)／(F)×100	83.3	90.1		

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{充当可能特定収入}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

実質公債費比率及び将来負担比率の推移

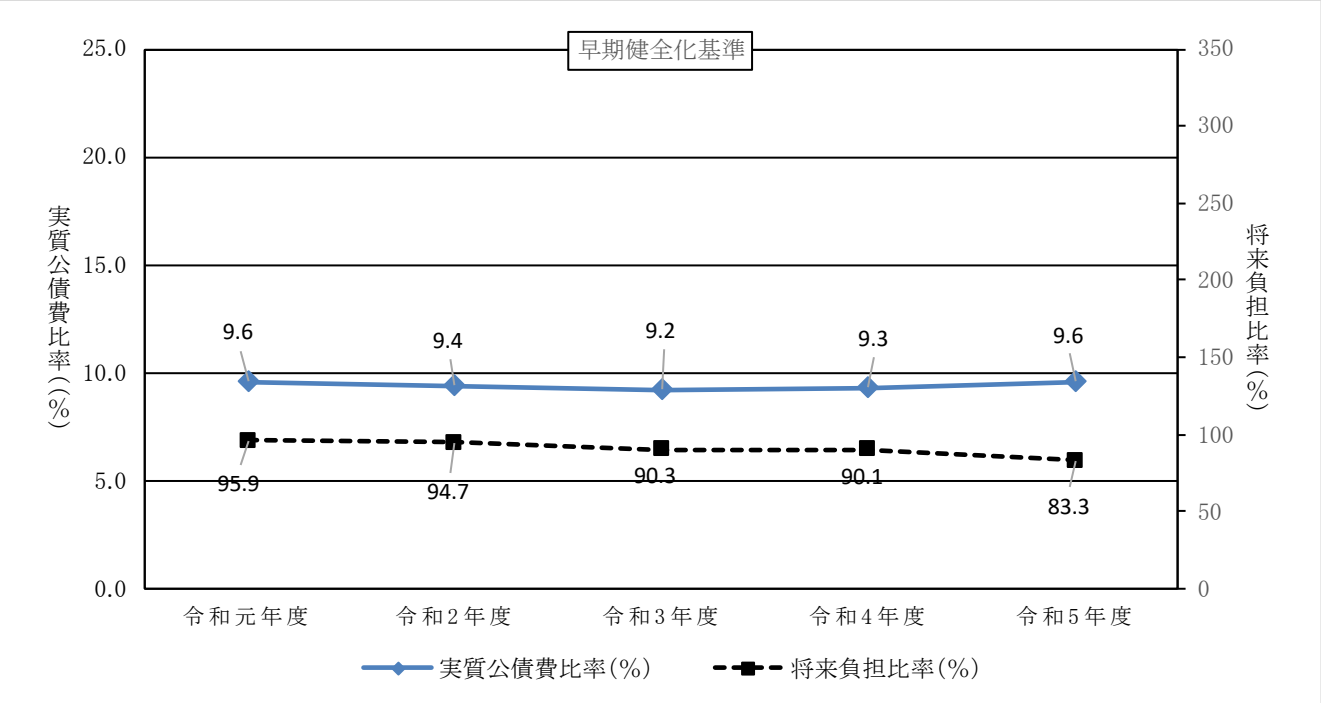

6　資金不足比率の状況

令和５年度公営事業会計に係る資金不足比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第１９条に規定する経営健全化基準は、次のとおりである。

（１）資金不足比率

（単位：％）

区　　分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
農業集落排水処理施設事業特別会計	―	―	20
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	―	―	20

※「－」は、資金不足がないことを表す。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めなければならない。（同法第23条、第24条）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

本市における資金不足比率の対象となる会計は、法非適用企業である農業集落排水処理施設事業、公共浄化槽等整備推進事業の２会計である。２会計ともに実質収支額があるが、これは公営企業会計に移行するためのものであり、収支の均衡は図られていることから資金不足は発生していないため、資金不足比率はない。

しかしながら、いずれの会計においても、一般会計からの基準外繰入金によって資金不足が発生していないことに留意する必要がある。

（2）資金不足比率算定の基礎

資金不足比率　＝　資金不足額　／　事業の規模

・資金不足額　＝　歳出額＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高
－（歳入額－翌年度に繰り越すべき財源）－　解消可能資金不足額

・事業の規模　＝　営業収益に相当する収入の額　－　受託工事収益に相当する収入の額

（単位:千円、%）

項目　／　公営企業会計名			農業集落排水処理施設事業会計	公共浄化槽等整備推進事業会計
資金不足額	歳　出　額	①	80,307	42,050
	建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高	②	0	0
	歳　入　額	③	90,327	44,102
	翌年度へ繰り越すべき財源	④	10,020	2,052
	解消可能資金不足額 ①+②＞③-④の場合に算入	⑤	－	－
	資金不足額 (①+②)-(③-④)-⑤		0	0
事業の規模	営業収益に相当する収入の額	⑥	35,357	25,880
	受託工事収益に相当する収入の額	⑦	0	0
	事業の規模　⑥-⑦		35,357	25,880
資金不足比率　（資金不足額／事業の規模）			－	－

7　審査意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため該当数値はなく、実質公債費比率は 9.6%で前年度（9.3%）に比べ 0.3 ポイント上昇し、将来負担比率は 83.3%で前年度（90.1%）に比べ 6.8 ポイント改善している。

健全化判断比率については、いずれも法令で定められた早期健全化基準を下回っている。また、資金不足比率についても資金不足を生じていない。

これらの比率は、それぞれ一定の基準を超えた場合に、財政健全化へ向けた必要な措置が求められるものであるが、一定の基準を下回っていることをもって、財政の健全化が保証されているわけではない。

健全化判断比率のうち実質公債費比率については、現在も県内の平均値（9.1%）を上回っているが、環境センター建設や新庁舎建設に伴う元利償還金が大幅に増加していることや、令和２年７月豪雨の災害復旧事業に伴う地方債発行が続いていること、また、今後の事業として、コンベンションセンター建設を含む新八代駅周辺の開発等が予定されているが、市税等の一般財源の増加は大きな期待ができないことから、これからも比率は増加することが予想される。現在は健全化基準内ではあるが、今後、市債の借入れに当たっては、事業の優先度の見極めなど長期的な視野に立ち、比率の推移に注意する必要がある。

市民のニーズを踏まえ、財政の硬直化を招くことのないよう自主財源の確保に向けた不断の努力を行いつつ、今後もさらに効率的かつ効果的な行財政運営に努め、本市の財政健全化が一層推進されることを期待する。